

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	12	府省庁名 金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （住民税（利子割））	
要望項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 現行制度においては、株式の譲渡損失を預金・債券の利子所得と損益通算できないなど、金融商品間の損益通算範囲が制限されており、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況。</p> <p>・ 特例措置の内容 「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 1 金融商品に係る損益通算範囲について、デリバティブ取引・預貯金についても拡大すること。特に、総合取引所に係るデリバティブ取引については、早期に実現すること。 2 債券の一体化の円滑な実施のための所要の措置を講ずること。 3 損益通算の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 4 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。 5 上場株式の組織再編等における個人株主の課税方法の簡素化等を講ずること。</p>	
（関係条文）	地方税法第71条の5、第71条の6 地方税法附則第35条の2の6、第35条の4の2 租税特別措置法第3条、第37条の12の2、第41条の14、第41条の15	
減収見込額	[初年度] ▲6,900（ － ） [平年度] ▲6,900（ － ） [改正増減収額] (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 個人投資家の市場参加を促すことを通じ、国民の長期的な資産形成が図られること。</p> <p>(2) 施策の必要性 個人投資家の市場参加を促すためには、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することが重要。 金融商品については、商品間の損益通算の範囲が制限されており、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況。 平成25年度税制改正において、損益通算の範囲が特定公社債等にまで拡大されたところであるが、デリバティブ取引・預貯金については、未だ損益通算が認められていない現状。 このため、金融商品に係る損益通算範囲を拡大し、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境を整備することが必要であることから、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金に拡大する必要。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	政策の達成目標	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、個人投資家の市場参加を促すことで、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、国民の資産形成が図られること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。
有効性	要望の措置の適用見込み	個人投資家が適用対象。 (参考：24年7月現在 株式個人投資家数 約1,683万人)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	金融商品間の損益通算の範囲を拡大することにより、個人の投資家が市場に参加しやすい環境が整備される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	平成21年から、上場株式・公募株式投資信託等の譲渡所得と配当所得との損益通算が認められた。 また、平成28年からは、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等と上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算が認められることとなった。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境が整備されるとともに、個人投資家の市場参加が促進され、国民の長期的な資産形成が図られる。 現行の複雑な金融税制を見直すことにより、投資家にとって簡素でわかりやすい税制が実現される。 税制による市場の歪みが是正され、金融商品取引間の中立性が確保される。 特定口座を最大限活用することにより、投資家の利便性が向上し、投資家の立場に立った税制が実現される。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 17 年度からの継続要望である。</p>
<p>ページ</p>	<p>12—3</p>